

**浜田市職員措置請求に関する監査結果**  
(規定のない市長送迎のための公用車に係る公費負担の件)

**第 1 請求の受付**

1 請求人

住所 省略

氏名 省略

2 請求の内容

請求人提出の浜田市職員措置請求書の請求の要旨は次のとおりであり、事実証明書は省略する。

(1) 請求の要旨

浜田市に対して措置請求をする。

浜田市が浜田市長久保田章市の送迎を行っている。浜田市の規定にない送迎であるため、それにかかる人件費、ガソリン代等は不当な支出である。

上記支出は規定にない不当な支出であり、同額の損害を浜田市に与えている。したがって、「浜田市が久保田章市に損失額と同額の返還請求をすること」を請求する。

浜田市長久保田章市の朝夕の送迎の規定はない。しかし、当たり前のように送迎が行われている。(市長の送迎のためのドライバーの人件費、車の購入費、ガソリン代等は規定にない支出)

その送迎の車に乗らず、車を返して、徒歩で市役所に出勤することがある。徒歩出勤するにも拘らず、送迎の車を官舎まで来させることは無駄である。時には、市長の鞆のみを運ぶこともある。(鞆を持って歩けばすむことである。)

上記理由により、久保田章市の送迎の中止と、市長就任時からの送迎費用を浜田市は久保田章市に訴求することを要求する。

規定がないため、規定がないことの証明はできない。とりあえず、平成 29 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの運行記録を添付する。

3 請求書の受理

本件請求は、平成 29 年 8 月 4 日に提出され、請求要件を具備し

ているとして受理した。

#### 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の所定の要件を満たしているか否かについて検討した。本件請求で請求人は、市長就任時からの送迎費用を訴求することを求めているが、法第 242 条第 2 項に「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されており、本件請求書の受付が平成 29 年 8 月 4 日であることから、当該行為のあった日から 1 年以上経過している市長就任時から平成 28 年 8 月 3 日までの間の支出については、法第 242 条に定める適法な住民監査請求には当たらないと判断した。

よって、監査の対象を本件請求日前 1 年間の公費負担とした。

## 第 2 監査の実施

本件請求について、法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査対象事項

請求の内容及び要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

本件請求日前 1 年間における、浜田市長の送迎に要した費用を浜田市の公費で負担したことは違法又は不当な財務会計上の行為であるか。

### 2 監査の期間

平成 29 年 8 月 7 日から同年 9 月 25 日まで

### 3 監査の対象部課

市長公室及び総務部行財政改革推進課を監査対象とした。

### 4 請求人による陳述及び証拠の提出

平成 29 年 8 月 21 日に請求人による陳述の機会を設けた。陳述には、請求人が出席し、浜田市職員措置請求書に従いその趣旨を述べた。請求人から事実証明書のほかに証拠の提出はなかった。

#### 5 監査の対象部課の関係職員による陳述及び証拠の提出

平成 29 年 9 月 1 日に市長公室長及び秘書係長による陳述を聴取した。平成 29 年 8 月 21 日に浜田市長（市長公室）から意見書の提出があったほか、行財政改革推進課から証拠の提出があった。

陳述の要旨は次のとおり。

##### (1) 規定のない市長の送迎について

浜田市長の送迎は、市長の円滑な公務遂行に資するものであり、また、市長の機動性の確保、安全の確保といった観点からも合理性のある行為である。さらに、他の多くの地方公共団体においても、規定を定めることなく、常識の範囲内の対応として一般的に行われている行為であり、請求人が主張する不当な公金の支出には当たらない。

##### (2) 市長の鞆のみを運ぶことについて

市長の円滑な公務に資するという大前提の元に公用車の手配をしており、その市長が持参する荷物自体の中に、当日の公務に必要な書類等があれば、そういった受け渡しも必要な行為ではないかと考え、今まで運用してきた。この考え方は今も変わっていないが、本監査請求以降については、そういった荷物の受け渡しをしている実態は今のところ出ていないと認識している。

### 第 3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

監査対象事項の内容に関して、次の事項を確認した。

##### (1) 概要

市長宿舎と市役所の間の市長送迎は、行財政改革推進課所属の乗務員が運転する公用車により行っている。

##### (2) 公用車の管理について

本市では、公用車の維持管理の適正及び効率的運用等を図る

ことを目的として、浜田市公用車管理規則（平成 17 年浜田市規則第 66 号）を定め、本庁の公用車の管理は、同規則第 3 条第 1 項の規定により行財政改革推進課が行っている。

また、浜田市公用車配車依頼受付基準（平成 21 年 4 月 1 日制定）において行財政改革推進課所属の乗務員以外の運転を認めないこととする公用車を定め、市長の送迎に使用する公用車（以下「市長専用車」という。）は、これに含んでいる。

なお、市長専用車に関するその他の規定は定めていない。

(3) 市長専用車の使用形態について

市長公室からの配車依頼は、原則として事前に週間予定表（市長日程表）を行財政改革推進課へ提出することによりなされ、乗務員はこれに基づき市長専用車の乗務を行っている。なお、週間予定表の提出後に配車の必要が生じたときは、口頭により配車の依頼をすることとしている。

出張等の特別な公務の場合を除き、朝登庁する際は、乗務員が市長宿舎へ市長専用車により市長を迎えに行き、公務終了後は、市長宿舎へ市長専用車により市長を送っている。これは、市長の円滑な公務の遂行に資するものであり、また、市長の機動性の確保、安全の確保といった観点からも合理性のある行為だと考え、運用している。

なお、市長専用車が朝市長を迎えに行き、市長が乗らず鞆のみを運ぶことについては、市長公室では、市長の円滑な公務に資するという前提の元に市長専用車の手配をしており、市長が持参する荷物自体の中に、当日の公務に必要な書類等があれば、そういった受け渡しも必要な行為であると考えている。

(4) 市長専用車の運転日報について

公用車を使用した職員は、浜田市公用車管理規則第 5 条の規定に基づき、公用車の使用状況を運転日報に記載することとしており、市長専用車についても出庫時間、入庫時間、運行先等を運転日報に記録している。

(5) 市長宿舎と市役所間の送迎に要した費用について

行財政改革推進課では、送迎に要した費用を、次のとおり算出している。

ア 市長専用車の取得費用

市長専用車は、平成 22 年 6 月 8 日に 4,007,312 円で購入しており、賃借料の支出はない。

イ 市長宿舎と市役所間の送迎に係る乗務員の人件費

乗務員は 2 名が交替で乗務し、人件費は 135,768 円（1 回当たりの送迎時間を 15 分として計算）である。

ウ 市長宿舎と市役所間の運行に係る燃料費

運行に係る燃料費は 16,414 円（6km/ℓとして計算）である。

## 2 監査委員の判断

本件請求において請求人は、浜田市が行う市長の送迎は規定のない送迎であるため、それに係る費用は不当な支出であると主張し、また、市長が市長専用車に乗らず、鞆のみを運ぶことも不当であると主張している。このことについて、事実確認、監査対象部課の説明、関係資料に基づき、次のように判断する。

(1) 市長宿舎と市役所との間の送迎に係る市長専用車の使用について

特別職の公務員である市長は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 4 条第 2 項の規定により、同法に規定された給与、勤務時間その他の勤務条件や服務等についての適用は除外されており、法令等で市長の通勤の規定は明確に定められていない。

また、市長の送迎は、その円滑な公務遂行に資するものであり、「自宅への送迎における知事専用車の使用は、公的活動と私的活動との切替え時においても、機動性を確保し、危機管理を徹底しようとするものであるから、その使用は合理性を有するといえる」（平成 20 年 2 月 8 日東京地方裁判所判決）旨の判例にあるとおり、これに市長専用車を使用することは合理性を有すると考えることが妥当である。

よって、市長の送迎に係る明確な規定がないことをもって、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(2) 市長専用車で市長の鞆のみを運ぶことについて

公用車は、浜田市公用車管理規則において、「市がその業務に使用するため所有又は保有するもの」と定義され、市長公室で

は、市長の円滑な公務に資するという前提に基づき、市長が持参する荷物自体の中に、当日の公務に必要な書類等があれば、荷物のみを運ぶことも必要な公務となる行為であると考え運用している。その運用は、市長の合理的な判断にゆだねられていると考えるべきものであるから、これに市長専用車を使用することをもって違法又は不当な支出であるとはいえない。

(3) まとめ

以上のとおり、市長専用車の使用に違法又は不当は存せず、また、本市に損害が発生したともいえないことから、監査対象とした市長送迎に要した費用の公費負担については、違法又は不当であるとは認められない。

3 結論

本件請求については、監査の結果、合議により次のように決定した。

本件請求については、理由がないものと認め棄却とする。

第4 意見

地方公共団体は法に定めるとおり、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされ、公金の支出については、効果のある執行に努めるとともに、その支出内容については、住民の理解が得られるよう努めることが求められる。

今回の事案は、市長専用車の運用に関する明確な根拠規定がないこと、市長を迎えに行った市長専用車に市長が乗らず、鞆のみを運ぶことがあるという実情が疑念となり本請求に至っている。

市長は、その職責の重要性から認められた裁量権の範囲内で専用の公用車と乗務員による送迎が行われているものであるが、透明性の確保及び市民への説明責任を果たすためにも、適正な利用を行っているとする根拠として、公正で客観的な利用基準の策定が必要であると考え。また、市長の機動性や安全面の確保等を理由とする配車の目的に沿った利用を行い、市民へ誤解を招くことがない運用を徹底するよう要望する。